

令和6年度障害福祉サービス事業者等集団指導各サービス編

令和6年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 令和6年度集団指導について

- ・令和6年度集団指導について (P3)
- ・緊急連絡先の登録について (P4)

2 各種お知らせ等

- ・障害福祉課からのお知らせ (P6)
- ・療育支援課からのお知らせ (P22)

3 令和6年度基準改正及び報酬改定について（全サービス共通編）

- ・全サービス共通 (P31)

4 令和6年度基準改正及び報酬改定について（各サービス編）

- ・訪問系 (P61) ※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
- ・相談系 (P69) ※地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援
- ・通所・入所系 (P87) ※生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行・継続・定着支援、自立生活援助、施設入所支援
- ・グループホーム等 (P130) ※共同生活援助、宿泊型自立訓練、短期入所（共同生活援助及び宿泊型自立訓練併設）
- ・児童系 (P165) ※児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

基本報酬におけるきめ細かい評価①

支援時間の下限の設定および基本報酬における時間区分の創設 (児童発達支援・放課後等デイサービス)

基本報酬については、発達支援に対する細かい評価とする観点から、極めて短い時間の支援（30分未満）は算定の対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるように、支援時間による基本報酬の区分が設けられました。あわせて、5時間を超える長時間の支援については、後述する延長支援加算にて評価を行う形に見直されました。

概要

児童発達支援給付費及び放課後等デイサービス給付費（基本報酬）においては、支援提供時間に応じての3つの時間区分が導入されました。放課後等デイサービスについては「授業終了後（平日）」と「学校休業日」の区分が統合され、いずれの場合であっても支援時間に応じた新たな時間区分により算定することになりました。

基本報酬におけるきめ細かい評価②

支援の提供時間

「支援の提供時間」は現に支援に要した時間ではなく、個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間（個別支援計画において定めた提供時間）とし、これを基準に、基本報酬を算定します。

支援の提時間は、**30分以上5時間以下**で定めることを基本とします。

なお、30分未満の支援については、初めての利用のため周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間にする必要がある等の理由で市が認めた場合に限り算定が可能です

5時間以上（放課後等デイサービスの平日は3時間以上）の支援については、預かりニーズに対応した延長支援として、延長支援加算により評価を行います。

参照法令等

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について」（令和6年3月15日付こども家庭庁障害児支援課通知）

預かりニーズへの対応

延長支援加算の見直し（児童発達支援・放課後等デイサービス）

基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行う加算に見直されました。

主な算定要件

- ①提供する支援時間が5時間（放デイ平日は3時間）であること。
- ②運営規程に定められている営業時間が6時間以上であること（放デイ平日を除く）。
- ③事前に障害児本人の状態や保護者の預かりニーズを確認するとともに、あらかじめ保護者の同意を得た上で、個別支援計画に延長支援を計画的に実施することを位置付け、提供する支援時間の前後のいずれかもしくは両方において、延長支援を1時間以上行うこと。
- ④延長支援の時間帯においては、安全確保の観点から対象児の人数に応じて2人以上の配置をすること（**児発管を含むことが可能**）。医ケア児を含む場合は看護職員等の配置が必要。
- ⑤主として重症心身障害児を通わせる事業所で支援を受けている重症心身障害児の基本報酬を算定している場合は、従前の通りの算定要件（事業所の営業時間の前後）であること。

児童発達支援センターの一元化

概要

令和6年4月の改正児童福祉法の施行にともない、児童発達支援センターの基準・基本報酬については、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、「福祉型」・「医療型」の類型が一元化されるとともに福祉型の3類型（障害児・難聴児・重症心身障害児）の区分も一元化されました。

対応すべき事項

児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、上記の基準に加えて、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準が求められます。

児童発達支援センターの機能・運営の強化①

中核機能強化加算の新設

児童発達支援センターの中核機能の発揮を促進する観点から、専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取り組みを進めるなど、4つの機能を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担うセンターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取り組みに応じて段階的に評価を行います。

主な算定要件

本加算は、こどもと家族に対する支援の充実とあわせて、地域全体の障害児支援体制の充実を図るため、**市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて**、専門的人材を配置して、自治体や障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定することができます。

児童発達支援センターの機能・運営の強化②

食事提供加算の見直し

令和5年度末までの経過措置とされていた児童発達支援センターの食事提供加算については、栄養面などの障害児の特性に応じた配慮や、食育的な観点からの取組等を求めるとともに、取り組み内容に応じた評価とする加算内容に見直しを行った上で、当該経過措置が令和9年3月31日まで延長されます。

対象となる児童及び主な算定要件

児童発達支援センターにおいて、低所得・中間所得世帯の児童に対して、利用する障害児の栄養面や特性に応じた配慮等を行い食事を提供した場合に算定することが可能です。

令和6年4月の報酬改定に伴い、区分の算定要件が、**配置する専門職員（栄養士又は管理栄養士）の保有資格に応じて算定**されるように変更されました。

総合的な支援の推進①

個別支援計画における5領域の明確化

(児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援)

適切なアセスメントの実施と子どもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、運営基準において、事業所に対して、支援において5領域をすべて含めた総合的な支援を提供することを基本として、支援内容について、事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化したうえで提供することが求められます。

基準省令第26条第4項、第27条第4項、

第71条（準用規定）、第71条の14（準用規定）

支援内容の5領域

支援の5領域とは、「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5つです。支援目標を領域ごとに立てる必要まではありませんが、5領域すべての要素を含んだ支援計画となっている必要があります。

総合的な支援の推進②

個別支援計画への具体的な内容等の記載について

個別支援計画の参考様式については、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について」（令和6年3月15日付こども家庭庁障害児支援課事務連絡）を参照してください。

総合的な支援の提供について

個別支援計画の参考様式とあわせ、総合的な支援の提供に関するアセスメントや支援の実施における視点などについては、「児童発達支援ガイドライン」「放課後等デイサービスガイドライン」「保育所等訪問支援ガイドライン」をそれぞれ参照し、個別支援計画の作成にあたるよう努めてください。

インクルージョンの推進①

インクルージョンに向けた取組の推進 (児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)

障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる社会の実現に向けては、こども施策全体の連続性の中で、インクルージョンを推進していくことが重要であることを鑑み、運営基準において事業者は、障害児が発達支援を受けることにより、地域の保育・教育等の支援を受けることができるようになりますことで、すべての児童がともに成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならぬとされました。

事業所は、個別支援計画において、インクルージョンの観点を踏まえた取組や支援におけるインクルージョンの視点について明記することが求められます。

基準省令第26条の3、同第27条第4項、同第71条（準用規程）、同第79条（準用規程）

インクルージョンの観点を踏まえた支援について

個別支援計画の参考様式とあわせ、インクルージョンの観点を踏まえた事業所の取組・支援などについては、こども家庭庁より発出されている「児童発達支援ガイドライン」「放課後等デイサービスガイドライン」「保育所等訪問支援ガイドライン」をそれぞれ参照し、個別支援計画の作成にあたるよう努めてください。

インクルージョンの推進②

保育・教育等移行支援加算の見直し (児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)

本加算は、障害児に対して地域への移行に向けた支援をおこない、当該障害児が事業所を退所して、保育所等（移行先施設）に通うことになった場合に算定するものでしたが、保育所等への移行前に以降に向けた取組等を行った場合にも算定することが可能となりました。

主な算定要件

- ①退所前6か月以内に、移行先施設との間で、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言援助等を行った場合（2回を限度）
- ②退所後30日以内に、障害児の居宅等を訪問して相談援助を行った場合（1回を限度）
- ③退所後30日以内に、移行先施設を訪問して移行先施設に助言等を行った場合（1回を限度）
- ④障害児や保護者の意向や課題を把握し、あらかじめ保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けるとともに、退所前の助言援助の場合は、移行先施設との必要な環境調整や支援方法の伝達を行い、退所後の助言援助の場合は、移行後の生活における課題等に関して相談援助、助言等を行うこと。
- ⑤他の社会福祉施設等への入所、小中高に進学するため退所する場合等は算定できません。

事業所の支援プログラムの作成・公表

支援プログラム未公表減算の新設

(児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援)

総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、運営基準において、事業所に対して、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）の作成・公表を求めるとともに、未実施の場合については**基本報酬を減算する規定**が新設されました。

基準省令第26条の2、同第71条（準用規定）、同第71条の14（準用規定）

減算割合及び経過措置期間

支援プログラムの作成・公表がおこなわれていない事業所については、基本報酬について15%の減算となります。なお、令和7年3月31日までは**経過措置期間**となり、減算の適用は行われません。（令和7年4月1日より義務化）

支援プログラムの作成・公表にあたりましては、下記HPも参照してください。

【市HP：「ガイドラインに基づく自己評価結果等の公表及び児童発達支援等における支援プログラムの作成について】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/002/07/p081422.html

児童指導員等加配加算の見直し

概要

(児童発達支援・放課後等デイサービス)

本加算については、これまでと異なり、経験のある人材の活用・評価を推進する観点から、児童指導員等としての配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じた評価を行う加算に変更されました。

なお、専門職による支援の評価は、後述する専門的支援体制加算及び専門的支援実施加算で行います。

主な算定要件

- ①基準の人員に加え、児童指導員等またはその他の従業者を1以上配置（常勤かつ専従、または常勤換算方式）していること。なお、専門的支援体制加算に加え本加算を算定する場合は、専門的支援体制加算の人員と別にさらに1以上配置が必要です。
- ②「児童指導員等」とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を指すものであること。
- ③勘案する経験年数は、児童福祉事業に従事した経験年数を指します。なお、幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育での経験年数を含むことができます。

専門的支援加算・特別支援加算の見直し①

概要

(児童発達支援・放課後等デイサービス)

専門的支援加算及び特別支援加算については、専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制を評価する**専門的支援体制加算**と専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について評価する**専門的支援実施加算**の2段階で評価を行う加算となりました。

専門的支援体制加算の主な算定要件

- ①基準の人員に加え、専門職員として理学療法士等を1以上配置（常勤換算方式）していること。なお、児童指導員等加配加算に加え本加算を算定する場合は、児童指導員等加配加算の人員と別にさらに1以上配置が必要です。
- ②「理学療法士等」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、児童指導員、心理担当職員または視覚障害児支援担当職員を指します。
- ③保育士または児童指導員で本加算を算定する場合は、資格取得・任用から5年以上児童福祉事業に従事した者に限られ、資格取得・任用以前の実務経験年数を含むことはできません。
- ④専門的支援実施加算との併給が可能です。

専門的支援加算・特別支援加算の見直し②

専門的支援実施加算の主な算定要件

- ①理学療法士等を配置すること（常勤換算でなく単なる配置でも可能、基準人員によることも可能）。
- ②個別支援計画を踏まえ、理学療法士等がその専門性に基づく評価・計画に則った5領域のうち特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援を行うための**専門的支援実施計画**を作成し、当該計画に基づき支援を行うこと。
- ③専門的支援体制加算との併給が可能です。専門的支援実施加算のみでの算定も可能です。
- ④本加算は対象児の月利用日数に応じて**月の算定限度回数が設定されています。**

児童発達支援：限度回数4回（月12日未満の児）または6回（月12日以上の児）

放課後等デイサービス：限度回数2回（月6日未満の児）、4回（月6日以上12日未満の児）または6回（月12日以上の児）

自己評価・保護者評価の充実①

概要（児童発達支援・放課後等デイサービス）

自己評価・保護者評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、指定児童発達支援（放課後等デイサービス）事業所の従業者による評価を受けた上で自己評価を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）を受けて、その改善を図らなければならぬとされました。

あわせて、おおむね1年に1回以上、自己評価と保護者評価の内容及びこれらの評価を受けて行う改善の内容については、保護者へ示すとともに、インターネットの利用等により、公表する必要があります。

基準省令第26条第5項、同条第6項、同条第7項、同第71条（準用規程）

自己評価・保護者評価の充実②

自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入（保育所等訪問支援）

保育所等訪問支援においても、効果的な支援を確保・促進する観点から、新たに自己評価、保護者評価及び訪問先評価の実施・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算規定が設けられました。

あわせて、おおむね1年に1回以上、自己評価と保護者評価及び訪問先評価の内容及びこれらの評価を受けて行う改善の内容については、保護者と訪問先施設へ示すとともに、インターネットの利用等により、公表する必要があります。

基準省令第79条により準用される第26条第5項、同条第6項、同条第7項

減算割合及び経過措置期間

自己評価等の実施及び公表が行われていない事業所については、基本報酬について15%の減算となります。なお、令和7年3月31日までは**努力義務**となり、減算の適用は行われません。（令和7年4月1日より義務化）

自己評価・保護者評価・訪問先評価の参考様式や実施手順について「保育所等訪問支援ガイドライン」等を参考に作成を進めてください。

関係機関との連携の強化①

関係機関連携加算の区分見直し

子どもと家族に対する包括的な支援を進める観点から関係機関連携加算について、対象となる関係機関に、医療機関や児童相談所等が追加されるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合にも評価の見直しが行われました。

主な算定要件

あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、関係機関との日常的な連携体制の確保に努めることを踏まえ、下記の連携等を行った場合に算定することが可能です。

- ①保育所や学校との個別支援計画の作成または見直しに関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成した場合【加算（Ⅰ）】
- ②保育所や学校等との児童の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催または参加し、情報共有・連絡調整を行った場合【加算（Ⅱ）】
- ③児童相談所・こども家庭センター・医療機関等と情報共有のための会議を開催又は参加し、情報共有・連絡調整を行った場合【加算（Ⅲ）】
- ④就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整や相談援助を行った場合【加算（Ⅳ）】

関係機関との連携の強化②

事業所間連携加算の新設（児童発達支援・放課後等デイサービス）

本加算は、障害児支援の適切なコーディネートを進める観点から、セルフプランで複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、子どもの状態や支援状況の共有等の情報共有を行った場合に評価を行うものとして新設されました。

あわせて、セルフプランの場合に、自治体から障害児支援利用計画を他の障害児支援事業所に共有、また他の障害児支援事業所から個別支援計画を自治体に共有して活用する仕組みが設けられました。

対象となる児童及び主な算定要件

セルフプランで複数事業所（※）を併用する児童について、

- ①コーディネートの中核となる事業所として、会議を開催する等により事業所間の情報連携を行うとともに、家族への助言援助や自治体との情報連携等を行った場合【加算Ⅰ】
 - ②①の会議に参画する等事業所間の情報連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合
- ※複数事業所がすべて同一法人内の事業所である場合は算定できません【加算Ⅱ】

家族への相談援助等の充実①

家庭連携加算、事業所内相談支援加算の見直し【家族支援加算の新設】 (児童発達支援・放課後等デイサービス)

家庭連携加算（居宅への訪問による相談援助）については、訪問支援を促進する観点から、評価の見直しを行うとともに、事業所内相談支援加算（事業所内での相談援助）についても、家族のニーズや状況に応じた支援を提供することやオンラインによる相談援助を推進する観点から、評価の見直しを行い、両加算について統合し、家族支援加算として評価を行います。

本加算は、障害児の家族（きょうだいを含む）等に対して、訪問、事業所等での対面もしくはオンラインで個別に（加算Ⅰ）、又は事業所等での対面もしくはオンラインでグループにより（加算Ⅱ）相談援助等を行った場合に算定することが可能です。

主な算定要件

- ①あらかじめ保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けること。
- ②相談援助は原則として30分以上行うこと。
- ③保育所等訪問支援等との多機能型事業所である場合には、各サービスに係る家族支援加算の算定回数は通算し、その合計数は月4回を限度とすること。

家族への相談援助等の充実②

子育てサポート加算の新設（児童発達支援・放課後等デイサービス）

本加算は、障害児の家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、子どもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方について相談援助等の支援を行った場合に算定することができます。

主な算定要件

- ①あらかじめ保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けること。
- ②家族に支援場面の観察や参加等の機会の提供とあわせて相談援助等を行うこと。
- ③「機会の提供」とは児童発達支援を**提供する時間帯を通じて**、家族等が直接支援場面の観察や参加等をしていることを基本とします。
- ④子育てサポート加算を算定する時間帯に行う相談援助等については、家族支援加算を同時に算定することはできません。

将来の自立等に向けた支援の充実①

通所自立支援加算の新設（放課後等デイサービスのみ）

本加算は、指定放課後等デイサービス事業所において、障害児に対して、学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合に算定することが可能です。

主な算定要件

①あらかじめ児童及び保護者の意向を確認し、保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けること。

②原則として児童一人につき一人の職員が個別的に支援を行うこと。

③児童が公共交通機関等又は徒歩により放課後等デイサービスに通う際に、放課後等デイサービスの従業者が同行し、自立しての通所に必要な知識等（※）を習得するための助言・援助等の必要な支援を行うこと。

※移動経路、公共交通機関の利用方法、乗車中のマナー、緊急時の対応方法等

④算定開始から3月（90日）の間に行った通所に係る支援に限り算定が可能です。なお、進学・進級、転居等の環境の変化により改めて支援が必要な場合は、再度算定が可能です。

将来の自立等に向けた支援の充実②

自立サポート加算の新設（放課後等ディイサービスのみ）

本加算は、子どもの自立を見据えた支援を促進する観点から、進路を選択する時期である就学児に対して、学校卒業後の生活を見据えて、学校等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を行った場合に算定することが可能です。

対象となる児童及び主な算定要件

進路を選択する時期にある就学児（高校2年生・3年生を基本とします）について、

- ①児童の個別支援計画及び学校での取り組み内容を踏まえ、当該児が希望する進路を円滑に選択できるよう支援するための自立サポート計画を作成すること。
- ②自立サポート計画に基づき、児童の適性や障害の特性に対する自己理解の促進に向けた相談援助や、必要となる知識技能の習得支援など、児童が希望する進路を選択するうえで、必要となる支援を行うこと。その際、必要に応じて地域の商工会や企業等と連携すること。

支援における子どもの最善の利益の保証①

概要

運営基準において、すべての事業所に対し、障害児等の意思の尊重、子どもの最善の利益の優先考慮のもとで、個別支援計画の作成、個別支援計画会議の実施、支援の提供を進めることが求められるようになりました。

基準省令第26条第2項、第27条第2項、同条第5項、第28条第2項
第71条、第71条の14、第79条（準用規定）

子どもの最善の利益の保証のために事業所として求められること

本基準は、障害児支援における子どもの最善の利益を保証するため、事業所に対し、障害児と保護者の意思を尊重するための配慮を求めるとともに、児童発達支援管理責任者に対し、個別支援計画の作成にあたり、障害児の意見が尊重され、最善の利益を優先して考慮することや、業務を行うにあたり、障害児と保護者の意思を尊重するよう努めることを求めるものです。

支援における子どもの最善の利益の保証②

「最善の利益が優先して考慮」されるとは

「障害児にとって最も良いことは何か」を考慮することを言います。

障害児の意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、障害児にとっては最善とは言い難いと認められる場合には、障害児の意見とは異なる結論が導かれることもあり得ます。

障害児の意見が尊重されその最善の利益が優先考慮される体制の整備

個別支援計画の作成にあたっての個別支援会議などの場においては、障害児の年齢や発達の程度に応じて、障害児本人や保護者の意見を聞くことが求められます。例えば、会議の場に障害児と保護者を参加させることや、会議の開催前に担当者等が障害児や保護者に直接会うことなどが考えられます。その際には、言葉だけではなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、意見を尊重することが求められます。

医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実①

主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬の見直し

重症心身障害児への支援を促進する観点から、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬については、定員区分による区分設定を1人単位刻みから、3人単位刻みとする見直しが行われました。

なお、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬については、時間区分による算定は導入されません。

延長支援加算の算定について

主として重症心身障害児の基本報酬を算定する場合については、延長支援加算は**従前の通り**、事業所の営業時間（8時間以上）の前後で支援を行った場合に、その支援時間に応じて算定が可能です。

支援の提供時間について（下限時間の設定）

支援の提供時間は主として重症心身障害児以外の基本報酬を算定する事業所と同様、個別支援計画に定める必要があり、その時間は**30分以上**となります。

医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実②

医療連携体制加算（VII）の見直し (児発・放ディ【主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所】)

医療的ケア児への支援の促進を図る観点から、認定特定行為業務従事者による支援を評価する医療連携体制加算（VII）についての評価が見直され、主として重症心身障害児を通わせる事業所において、喀痰吸引等が必要な障害児（**重症心身障害児として基本報酬を算定する障害児**）に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により喀痰吸引等の行為を行った場合にも、本加算を算定することが可能になりました。

注意事項

次の場合は本加算を**算定できません**。

- ①医療的ケア区分により基本報酬を算定している児童であること。
- ②事業所に看護職員を確保し、医療連携体制加算（I）から（V）を算定していること。
- ③主として重症心身障害児を通わせる事業所において看護職員加配加算を算定していること。

医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実③

入浴支援加算の新設

本加算は、子どもの発達や日常生活の支援及び家族支援の観点から、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して発達支援とあわせて入浴支援を行った場合に算定することができます。

対象となる児童及び主な算定要件

医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、

- ①安全に入浴させるために必要となる浴室・浴槽・衛生上必要な設備を備え、衛生的な管理を行っていること。
- ②障害特性、身体の状況等も十分に踏まえた安全に入浴させるために必要な体制を確保していること。なお、入浴支援の安全確保のための取組その他の必要な事項については安全計画に位置付け、従業者への周知徹底と当該計画に基づく取組を行うこと。
- ③事前に対象児の障害特性や、家庭における入浴の状況その他の必要な情報を把握しそれらを踏まえて個別支援計画に位置付けた上で、支援を実施すること。
- ④浴槽を使用した全身浴または部分浴でも算定が可能です。シャワー浴の場合は洗身を行う場合は算定可能です（単にシャワーを浴びせる行為のみでは算定できません）。なお、タオル等での清拭のみの場合も算定できません。

医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実④

送迎加算の見直し（重度・医ケア）

本加算は、車両により居宅や学校等と事業所との間の送迎を行った場合に算定するものですが、重症心身障害児や医療的ケア児の送迎については、体制確保を求めた上で、さらなる加算を行うものとして見直されました。

主な算定要件

車両により居宅や学校等と事業所との間の送迎を行うにあたり、

- ①重症心身障害児の送迎加算については、運転手に加え、基準により置くべき直接支援業務に従事する職員1以上が同乗すること。
- ②医療的ケア児の送迎加算については、運転手に加え、看護職員等（医ケア行為が可能な職員。喀痰吸引等のみ必要な児の場合には認定特定行為従事者を含む）1以上が同乗すること。
- ③②の体制を確保し、医療的ケアスコア16点以上の児童（中重度医療的ケア児）の送迎を行った場合についてはさらに加算することができるものであること。
- ④医療的ケア児の送迎加算については、医療的ケア区分による基本報酬を算定している事業所以外でも算定が可能となりました。

強度行動障害を有する児童への支援の充実①

強度行動障害児支援加算の見直し (児童発達支援・放課後等デイサービス)

強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算については、強度行動障害を有する児に対し、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で評価を行う加算に見直されました。

主な算定要件（児童発達支援）

強度行動障害支援者養成研修（**実践研修**）を修了した職員を配置（単なる配置で可、児発管でも可）し、強度行動障害を有する児童（児基準で20点以上）に対し、当該研修修了者が支援計画シートを作成したうえで、従業者（基礎研修修了者または未修了者でもよい）が支援計画シートに基づいた支援を行った場合。

強度行動障害を有する児童への支援の充実②

强度行動障害児支援加算（Ⅰ） 主な算定要件（放課後等デイサービス）

强度行動障害支援者養成研修（**実践研修**）を修了した職員を配置（単なる配置で可、児発管でも可能）し、强度行動障害を有する児童（児基準で20点以上）に対し、当該研修修了者が支援計画シートを作成したうえで、従業者（基礎研修修了者または未修了者でもよい）が支援計画シートに基づいた支援を行った場合。

個別サポート加算（Ⅰ）と混同しやすいため注意してください。

强度行動障害児支援加算（Ⅱ） 主な算定要件（放課後等デイサービス）

强度行動障害支援者養成研修（**中核的人材養成研修**）を修了した職員を配置（単なる配置で可、児発管でも可能）し、强度行動障害を有する児童（児基準で30点以上）に対し、当該研修修了者又は助言を受けた実践研修修了者が支援計画シートを作成したうえで、従業者（基礎研修修了者または未修了者でもよい）が支援計画シートに基づいた支援を行った場合。

個別サポート加算（Ⅰ）と混同しやすいため注意してください。

ケアニーズの高い児への支援の充実①

児童発達支援の個別サポート加算（I）の算定要件の見直し

児童発達支援の個別サポート加算（I）については、保護者の負担軽減や事務の効率化の観点から、基本報酬に包括化して評価することとしたうえで、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合に評価を行う加算に見直されました。

対象となる児童及び主な算定要件

本加算は、下記に示す著しく重度の障害児に対し、児童発達支援を行った場合に算定することができます。これまでの乳幼児等サポート調査表は廃止となりました。

- ①重症心身障害児
- ②身体に重度の障害がある児童
- ③重度の知的障害がある児童
- ④精神に重度の障害がある児童

主として重症心身障害児を通わせる事業所において、重症心身障害児に対する基本報酬を算定している場合は、本加算を算定できません。

ケアニーズの高い児への支援の充実②

放課後等デイサービスの個別サポート加算（I）の算定要件の見直し

本加算は、これまで同様、著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い就学児を対象としながら、行動障害の予防的支援を充実させる観点から、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、重度障害児への支援を充実させる観点からそれぞれの子どもの状態像や体制に応じて評価する加算に見直されました。

対象となる児童及び主な算定要件

ケアニーズの高い障害児 90単位／日…①+30単位／日…③ ①+③=120単位／日

著しく重度の障害児 120単位／日…②

上記の①の障害児に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置（単なる配置で可能。児発管は不可。）して、当該研修修了者が支援を行った場合に③の30単位をさらに算定することができます。なお、当該研修修了者が不在の場合でも従前の通り①の90単位は算定可能です。

強度行動障害支援加算を算定している場合及び主として重症心身障害児を通わせる事業所において、重症心身障害児に対する基本報酬を算定している場合は、算定できません。

ケアニーズの高い児への支援の充実③

個別サポート加算（Ⅱ）の算定要件の見直し (児童発達支援、放課後等デイサービス)

本加算は、要支援・要保護児童に対して、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要になることを考慮し、児童相談所やこども家庭センター等と連携して支援を行った場合に算定が可能ですが、算定の対象となる関係機関及び連携の在り方について見直しがされました。

主な算定要件

- ①要保護・要支援児童（児童相談所やこども家庭センター等の機関と連携して支援を行う必要がある障害児）に対して、(1)児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、(2)要保護児童対策地域協議会又は(3)医師（連携先機関）等と、障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことを個別支援計画に位置付け、保護者の同意を得ること。
- ②これらの支援の必要性について、保護者に説明することが適当でない場合があることから、本加算の趣旨等について理解したうえで、本加算の算定については慎重に検討すること。

ケアニーズの高い児への支援の充実④

人工内耳装用児支援加算の見直し (児童発達支援・放課後等デイサービス)

本加算は、主として難聴児を支援する児童発達支援センターにおいて難聴児支援の充実を図る観点から、人工内耳を装用している障害児に対して支援を行った場合に評価を行うものでしたが、主として難聴児を支援する児童発達支援センター以外の事業所でも言語聴覚士を配置する等の要件を満たした場合に算定できるものに見直されました。

主な算定要件

人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）…児童発達支援センターのみ算定可能

- ・聴力検査室を有していること
- ・言語聴覚士を1以上加配で配置（常勤換算方式）

人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）

- ・言語聴覚士を1以上配置（単なる配置で可）

【共通事項】

- ・児の状態や個別配慮事項等について個別支援計画に位置付けて専門的な支援を行い、主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診察を行う医療機関との連携体制が確保されていること。

ケアニーズの高い児への支援の充実⑤

視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の新設 (児童発達支援、放課後等デイサービス)

本加算は、視覚障害児や重度の聴覚障害児への支援を促進する観点から、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合の評価を行うものです。

主な算定要件

視覚・聴覚・言語機能障害のある児に対し、意思疎通に関して専門性を有する人材を当該障害児に対して支援を行う時間帯を通じて配置（単なる配置でよい、基準人員でも可）して支援を行った場合に算定することが可能です。それぞれの専門性とは以下のとおりです。

①視覚障害

点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者

②聴覚または言語機能障害

日常生活上の場面において、必要な手話通訳等を行うことができる者

③障害のある当事者（ピアソポーター）

障害特性に応じて、当事者としての経験に基づき、コミュニケーション支援をおこなうことができる者

不登校児童への支援の充実

個別サポート加算（Ⅲ）の新設（放課後等デイサービスのみ）

本加算は、継続的に学校に通学できない児童（不登校児童）への支援の充実を図る観点から、通常の発達支援に加えて、学校及び家族等と緊密に連携を図りながら支援を行った場合に算定することが可能です。

不登校の状態にある障害児とは

「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、長期間継続的もしくは断続的に欠席している児童（病気や経済的な理由によるものは除く）」であって、学校と情報共有を行い、事業所と学校の間で緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要と判断された児童となります。

主な算定要件

- ①あらかじめ保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて支援を行うこと。個別支援計画の作成にあたっては、学校と連携して作成を行うこと。
- ②定期的に学校との情報共有や、不登校児童の家族への相談援助を行うこと。

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援の充実①

支援時間の下限の設定（居宅訪問型児童発達支援）

運営基準において、居宅訪問型児童発達支援の提供時間（個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間）を個別支援計画に定めることとし、その時間を30分以上とすることが求められることとなりました。

なお、現に要した支援の時間が30分未満となった場合については、基本報酬を算定しないことを基本としますが、障害児等の事情による場合には算定をすることが可能です。

訪問支援員特別加算の見直し（居宅訪問型児童発達支援）

本加算は、支援の充実を図る観点から、訪問支援員特別加算については、加算対象となる従事者等の単なる配置のみではなく、当該従事者等による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員が評価されるよう、見直しが行われました。

加算の対象となる業務従事歴は下記の通りです。

- ①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援・相談支援その他これらに準ずる業務に従事した期間
- ②児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員又は相談支援専門員として配置以後、障害児に対する直接支援・相談支援その他これらに準ずる業務に従事した期間

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援の充実②

訪問先と連携した個別支援計画の作成（保育所等訪問支援）

運営基準において、効果的な支援を確保・促進する観点から、児童発達支援管理責任者に対し、個別支援計画の作成にあたり、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供にあたる担当者と当該障害児に係る訪問先施設の担当者等を招集して行う会議を開催し、当該個別支援計画について意見を求めるようになりました。

支援時間の下限の設定（保育所等訪問支援）

訪問支援の提供時間(個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間)を個別支援計画に定めることとし、その時間を30分以上とすることが求められます。

なお、現に要した支援の時間が30分未満となった場合については、基本報酬を算定しないことを基本としますが、障害児等の事情による場合には算定をすることが可能です。

オンラインの活用の推進（保育所等訪問支援）

業務効率化の観点から、訪問先の職員に対するフィードバックやカンファレンスについては、オンラインで行うことも推奨されます。

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援の充実③

訪問支援員特別加算の見直し（保育所等訪問支援）

本加算は、支援の充実を図る観点から、訪問支援員特別加算については、加算対象となる従事者等の単なる配置のみではなく、**当該従事者等による支援の実施を求める**とともに、より経験のある訪問支援員が評価されるよう、見直しが行われました。

加算の対象となる業務従事歴は下記の通りです。

- ①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援・相談支援その他これらに準ずる業務に従事した期間
- ②児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員又は相談支援専門員として配置以後、障害児に対する直接支援・相談支援その他これらに準ずる業務に従事した期間
- ③理学療法士、作業療法士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員若しくは相談支援専門員として配置以後、**指定保育所等訪問支援等**（自治体の事業に基づき、地域の障害児通所支援事業所に対して助言・援助を行う業務を含む）**の業務に従事した期間**
- ④③の指定保育所等訪問支援等の業務に従事していた期間がある場合については、①・②の期間と重複していても構いません。（より短い期間で加算を算定することが可能です。）

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援の充実④

多職種連携支援加算の新設 (居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)

本加算は、障害特性や子どもの状態に応じた適切な支援を行う観点から、異なる専門性(職種)を有する2以上の訪問支援員により支援を行った場合に算定することができます。

主な算定要件

- ①2以上の複数人の訪問支援員により訪問支援を行うこと。複数の訪問支援員は支援の提供に要する時間を通じて滞在し、連携して支援を行うこと。
- ②訪問支援員のうち1人は、訪問支援員特別加算を算定できる者であること
- ③複数の訪問支援員は異なる専門性を有していること。異なる専門性とは下記(1)～(7)に示す組み合わせであること。
(1)保育士・児童指導員、(2)理学療法士、(3)作業療法士、(4)言語聴覚士、(5)看護職員、
(6)児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者・相談支援専門員、(7)心理担当職員
- ④あらかじめ当該児童のアセスメントに基づき、多職種連携による支援の必要性と支援内容を個別支援改計画に明記した上で、保護者の同意を得ること。

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援の充実⑤

ケアニーズ対応加算の新設（保育所等訪問支援）

本加算は、ケアニーズの高い児へのインクルージョンを推進していく観点から、保育所等訪問支援において、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児へ支援を行った場合に算定することが可能です。

主な算定要件

- ①訪問支援員特別加算の対象となる職員を配置（単なる配置でも可能）すること。
- ②対象となる児童は下記のとおりです。
 - (1)重症心身障害児、(2)身体に重度の障害がある児童、(3)重度の知的障害がある児童、
(4)精神に重度の障害がある児童、(5)医療的ケア児
- ③訪問支援員特別加算の対象となる職員が訪問支援を直接実施しなくても算定が可能ですが、この場合は、支援内容について、事前の確認や事後のフォローを行うなど、支援についてサポートを行う必要があります。

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援の充実⑥

強度行動障害児支援加算の新設 (居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)

本加算は、強度行動障害を有する児童の受け入れ促進と支援体制の充実を図る観点から、強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行った場合に算定することができます。

主な算定要件

- ①強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置（児発管でも可）し、強度行動障害を有する児童（児童基準で20点以上）に対し、実践研修修了者が支援計画シートを作成すること。
- ②実践研修修了者又は基礎研修修了者である訪問支援員による支援計画シートに基づいた支援を行うこと。

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援の充実⑦

家庭連携加算の見直し【家族支援加算の新設】 (居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)

保育所等訪問支援においては、家族のニーズや状況に応じた支援の提供を促進する観点から、家庭連携加算を見直し、居宅訪問型児童発達支援においては、障害児の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合の評価として、新たに家族支援加算として評価を行います。本加算は、障害児の家族（きょうだいを含む）等に対して、訪問、事業所等での対面もしくはオンラインで個別に（加算Ⅰ）、又は事業所等での対面もしくはオンラインでグループにより（加算Ⅱ）相談援助等を行った場合に算定することが可能です。

主な算定要件

- ①あらかじめ保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けること。
- ②相談援助は原則として30分以上行うこと。
- ③個別での相談援助の場合は、訪問日以外の日に限り算定可能であること。
- ④児童発達支援、放課後等デイサービスとの多機能型事業所である場合には、各サービスに係る家族支援加算の算定回数は通算し、その合計数は月4回を限度とすること。

基準改正及び報酬改定等にともなう各種通知の確認

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援）に関するQ & A 各種通知の掲載について

こども家庭庁より発出されているQ & Aや各種通知につきましては、更新され次第、市HPにも掲載しておりますので、ご確認くださいますようお願いいたします。

【令和6年度基準開催に伴う運営基準及び令和6年度報酬改定伴う留意事項通知等について】

URL:https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/002/03/p123826.html

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援におけるガイドラインの改正について

令和6年7月に各サービスのガイドラインが改定されております。市HPにも掲載しておりますので、こちらも確認くださいますようお願いいたします。

【ガイドライン等一覧】

URL:https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/002/04/p103436.html

おわりに

■資料等確認報告

- ・以上にて、児童系サービスの資料掲載は終了となります。
- ・市ホームページより、各サービスの全録編を確認していただき、すべての確認が終了しましたら、船橋市オンライン申請・届出サービスにて資料等確認の報告をお願いいたします。
- ・本報告を以って令和6年度集団指導への出席と致しますので、報告漏れのないようお願いいたします。



ご視聴頂き、
誠にありがとうございました。